

長期優良住宅認定

1. 認定の手続きについて

長期優良住宅建築等計画の認定申請については、長期優良住宅を着工する前に、住宅性能評価機関により当該法に係る住宅の性能等(住居環境の維持および向上への配慮に関する基準を除く)の技術的審査を受け、本市(建築指導課)へ申請していただくことができます。

【技術的事前審査あり】

(1)「適合証¹」を添付して認定申請を行う方法

1 登録住宅性能評価機関へ長期優良住宅に係る技術的審査を依頼し発行された適合証

(2)「住宅性能評価書²」を添付して認定申請を行う方法【平成27年4月1日から追加】

2 住宅の品質確保等の促進に関する法律の登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書

【技術的事前審査なし】

(3)上記図書を添付しないで認定申請を行う方法

新築認定申請手数料(裏面参照)

建築物の床面積 (~200㎡)	適合証添付 (1)の場合	住宅性能評価書添付 (2)の場合	技術的事前審査なし (3)の場合
一戸建ての住宅	19,000円	23,000円	80,000円

2. 認定申請に係る提出書類

適合証による認定申請	住宅性能評価書による認定申請
申請書(維持保全計画書を含む)	申請書(維持保全計画書を含む)
委任状	委任状
適合証	評価書
共通図書 (設計内容説明書・付近見取図・配置図・仕様書(仕上げ表を含む)・各階平面図・床面積求積図・二面以上の立面図・断面図又は矩計図・状況調査書(既存に限る)) / 必要に応じて省略可(規則第2条)	共通図書 (設計内容説明書・付近見取図・配置図・仕様書(仕上げ表を含む)・各階平面図・用途別床面積表・床面積求積図・二面以上の立面図・断面図又は矩計図・伏図(基礎伏図・各階床伏図・小屋伏図)・各部詳細図・各種計算書・機器表・状況調査書(既存に限る)) / 必要に応じて省略可(規則第2条)
他所管行政庁が必要と認める図書 (住宅型式性能認定書・型式住宅部分等製造者認定書・地区計画等に適合することが確認できる図書)	他所管行政庁が必要と認める図書 (住宅型式性能認定書・型式住宅部分等製造者認定書・地区計画等に適合することが確認できる図書)

申請に添付する設計内容説明書及び状況調査書については、建築士法第2条第1項に定める建築士(状況調査書については、建築士のうち建築物の劣化事象等の状況の調査に係る能力を有する者に限る。)が作成したものを提出してください。また、建築基準法に適合していることを建築士が確認し、設計内容説明書にその旨を記載してください。また、確認済証の写しの添付をお願いします。

平成27年4月1日より、適合証による認定申請の場合、伏図(基礎伏図・各階床伏図・小屋伏図)・各部詳細図・各種計算書は添付不要となりました。

新築住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定手数料

建築物の床面積		技術的審査を受けた場合 (適合証添付)	技術的審査を受けた場合 (住宅性能評価書添付)	技術的審査を受けない場合
一戸建ての住宅	～200㎡	19,000	23,000	80,000
	200㎡超え	36,000	71,000	104,000
共同住宅等	～100㎡	19,000	23,000	75,000
	100㎡超え～200㎡	19,000	23,000	79,000
	200㎡超え～500㎡	36,000	71,000	118,000
	500㎡超え～1,000㎡	57,000	113,000	188,000
	1,000㎡超え～3,000㎡	101,000	213,000	387,000
	3,000㎡超え～5,000㎡	177,000	376,000	736,000
	5,000㎡超え～10,000㎡	306,000	614,000	1,252,000
	10,000㎡超え～20,000㎡	565,000	1,144,000	2,343,000
	20,000㎡超え～30,000㎡	798,000	1,612,000	3,598,000
	30,000㎡超え	958,000	1,967,000	4,838,000

既存住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定手数料

建築物の床面積		技術的審査を受けた場合 (適合証添付)	技術的審査を受けない場合
一戸建ての住宅	～200㎡	28,000	120,000
	200㎡超え	53,000	156,000
共同住宅等	～100㎡	28,000	113,000
	100㎡超え～200㎡	28,000	119,000
	200㎡超え～500㎡	53,000	177,000
	500㎡超え～1,000㎡	85,000	282,000
	1,000㎡超え～3,000㎡	152,000	581,000
	3,000㎡超え～5,000㎡	266,000	1,104,000
	5,000㎡超え～10,000㎡	459,000	1,878,000
	10,000㎡超え～20,000㎡	848,000	3,515,000
	20,000㎡超え～30,000㎡	1,197,000	5,396,000
	30,000㎡超え	1,437,000	7,258,000

変更計画の認定申請(譲受人の決定) 6,300円/件

認定を受けた計画の変更をして建築物を建築する場合

変更に係る部分の床面積の1/2(床面積が増加する部分は増加する部分の床面積)による上記手数料

地位承継の承認申請 6,300円/件

建築確認の申出をする場合(長期優良住宅法第6条第2項の申出)

建築基準法の規定に基づく事務の手数料と同額の手数料を加算する。